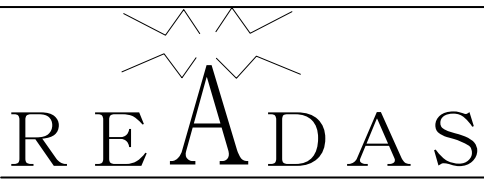


|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 第<br>5319<br>号 | <br>リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行<br>リーダスクラブFAXニュース<br>(2015年)平成27年 9月30日 水曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 生命保険契約と支払調書

**Q**：生命保険契約の名義を変更したような場合に支払調書が税務署に提出されるようになったようですが、どのようになったのですか？

**A**：次の場合には、支払調書が税務署に提出されることとなりました。

### 【解説】

平成27年度の税制改正で「保険契約者等の異動に関する調書の創設」、「生命保険契約等の一時金の支払調書の提出」制度が設けられましたので、以下の場合には、支払調書が税務署に提出されることとなります。

- ①保険契約者等の異動に関する調書の創設  
保険契約の契約者が死亡した場合に契約者変更手続きを行ったときは、保険会社は死亡による契約者変更情報及び解約返戻金相当額を記載した調書を作成して、所轄の税務署長に提出しなければならなくなりました。  
この改正は、平成30年1月1日以後に変更の効力が生じる場合に適用されます。
- ②生命保険契約等の一時金の支払調書の提出  
保険契約について、契約者変更があった場合は、支払調書に契約者の変更の回数、保険金等の支払時の現契約者の払込保険料を記載しなければならないこととなりました。  
この改正は、平成30年1月1日以後に支払が確定する生命保険金等で同日以後に契約者変更されるものについて適用されます。

